

平成 29 年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の決定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北 海 道	10.22%	滋 賀 県	9.92%
青 森 県	9.96%	京 都 府	9.99%
岩 手 県	9.82%	大 阪 府	10.13%
宮 城 県	9.97%	兵 庫 県	10.06%
秋 田 県	10.16%	奈 良 県	10.00%
山 形 県	9.99%	和 歌 山 県	10.06%
福 島 県	9.85%	鳥 取 県	9.99%
茨 城 県	9.89%	島 根 県	10.10%
栃 木 県	9.94%	岡 山 県	10.15%
群 馬 県	9.93%	広 島 県	10.04%
埼 玉 県	9.87%	山 口 県	10.11%
千 葉 県	9.89%	徳 島 県	10.18%
東 京 都	9.91%	香 川 県	10.24%
神 奈 川 県	9.93%	愛 媛 県	10.11%
新 潟 県	9.69%	高 知 県	10.18%
富 山 県	9.80%	福 岡 県	10.19%
石 川 県	10.02%	佐 賀 県	10.47%
福 井 県	9.99%	長 崎 県	10.22%
山 梨 県	10.04%	熊 本 県	10.14%
長 野 県	9.76%	大 分 県	10.17%
岐 阜 県	9.95%	宮 崎 県	9.97%
静 岡 県	9.81%	鹿 児 島 県	10.13%
愛 知 県	9.92%	沖 縄 県	9.95%
三 重 県	9.92%		

2. 適用時期

平成 29 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用